

## 憲法 B (統治機構)

担当：柳瀬 昇

### 第3回 国会と立法権(2)

今回は、前回に引き続き、国会について学びます。今回は、国会の組織と、国会・議院の権能についてです。

#### 2. 国会の組織

- 国会は、衆議院と参議院とによって構成される(42条)。

衆議院		参議院
_____人	定数	_____人
__年(____制度あり)	任期	__年(3年ごとに半数改選)
満18歳以上	選挙権	満18歳以上
満__歳以上	被選挙権	満__歳以上
小選挙区(____区)→____人 比例代表選出(11ブロック)→____人	選出方法	選挙区(____区)→____人 比例代表選出(全国)→____人

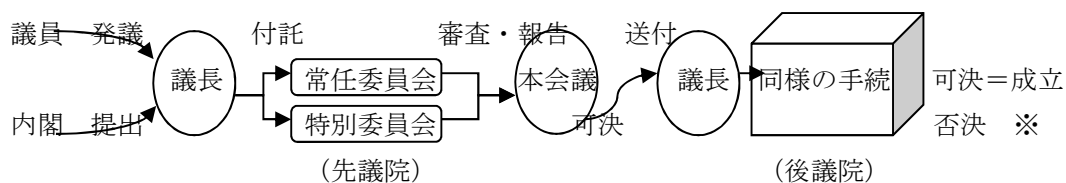
- 二院制は、通常、民選議員で構成される下院と、上院からなる。上院の構成には、貴族院型、連邦型、民主的第二次院型などがある。
- 二院制の意義としては、議会の専制の防止、下院と政府との衝突の緩和、下院の軽率な行為・過誤の回避、民意の忠実な反映などが考えられる。

#### 3. 国会の権能・議院の権能

- 国会の権能には、法律の議決権(59条)、予算の議決権(60条)、条約締結の承認権(61条、73条3号)、内閣総理大臣の指名権(67条)、弾劾裁判所の設置権(64条)、財政統制権(60条、83~91条)、憲法改正の発議権(96条)、皇室財産の授受の議決権(8条)がある。
- 議院の権能には、議員の逮捕許諾権・会期前に逮捕された議員の釈放要求権(50条)、議員の資格争訟の裁判権(55条)、役員選任権(58条1項)などの内部組織に関する自律権(各議院が他の国家機関に干渉されずに自主的に決定できる権能)と、議院規則制定権(58条2項)や議員懲罰権(同条)などの運営に関する自律権のほかに、国政調査権(62条)がある。
- それぞれについて、憲法で定められた上記の権能のほかに、法律によってさまざまな権能が付与されている。

#### 4. 国会の活動方法

- 国会の権能は、原則として両議院の議決の一致により行使される。
- 国会は、会期という一定の期間のみ、その権能を行使する。国会には、常会（52条）、臨時会（53条）、特別会（54条1項）の区別がある。会期中に議決されなかった案件は、原則として、後会に継続しない（国会法68条）。
- 衆議院が解散されてから、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急事態が生じたときに、内閣の求めにより、参議院のみで緊急集会<sup>1</sup>を行い、国会を代行できる（54条2項但書、3項）。
- 会議については、定足数（56条1項）、表決数（同条2項）、公開（57条）の原則がある。



※ 両院で議決が異なった場合には、両院協議会（そこで成案を得る）が開かれることもある。衆議院先議で参議院否決の場合には、衆議院で2/3の再可決によって法律は成立する。

- 法律の制定（59条2項、3項）<sup>2</sup>、予算の議決（60条2項）、条約締結の承認（61条）、内閣総理大臣の指名（67条2項）に関して、衆議院に議決上の優越が認められる。予算の審議は衆議院が先議であり（60条1項）、内閣不信任決議権（69条）は衆議院にしか認められない。

今回は、内閣と行政権について検討します。まず、あなたのもっている政府や行政に対するイメージをまとめておきましょう。どんな印象を持っていますか。

<sup>1</sup> 緊急集会は、これまでに、1952（昭和27）年8月31日（中央選挙管理会の委員及び予備委員の任命）と、1953（昭和28）年3月18～20日（昭和28年度一般会計暫定予算など計3暫定予算、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律など計4法律）の2件、開催された。

<sup>2</sup> 59条2項に基づく衆議院の再議決は、国会発足後はしばしば行われていたが、55年体制の確立とともに次第に行われなくなった。しかし、2009年夏の政権交代直前の「ねじれ国会」において50年ぶりに行われることとなった（2008（平成20）年1月11日に、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の制定にあたり再議決が行われ、その後も数回行われた）。